



定住自立圏構想の 概要等について

伊賀・山城南定住自立圏
(伊賀市・笠置町・南山城村)



定住自立圏構想とは

定住自立圏構想とは、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出するため、一定の要件を満たす「**中心市**」と「**近隣市町村**」が、それぞれの魅力を活用して、相互に役割を分担し、連携・協力することにより、圏域全体に必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する取組みです。

「定住自立圏構想」の推進

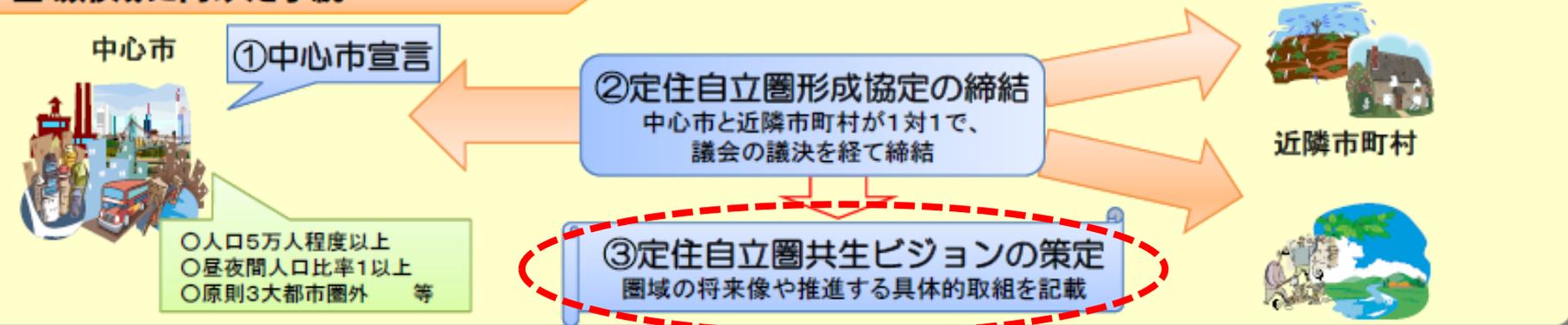
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度から大幅に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度）
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円）
- ・外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に要する経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当（充当率90%、交付税算入率30%）

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想推進の流れ(イメージ)

中心市宣言

地域全体のマネジメント等について中心的な役割を果たすことを宣言

※協定を議決案件とする条例制定

定住自立圏形成協定 締結

- ① 中心市と構成市町村が1対1で締結
 - ② 「生活機能の強化」「結びつきネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」の観点から
 - ③ 議会の議決を経て結ぶ協定
- ※ 協定を締結するにあたっては、議会の議決案件とするための手続条例を定める必要がある。

共生ビジョン懇談会

- 定住自立圏共生ビジョンの策定、フォローアップ、変更を行う懇談会(中心市が主催)
- ※ ビジョンの策定、フォローアップ、変更にあたり、市民や有識者を構成員として開催する懇談会

定住自立圏共生 ビジョン策定

- ① 定住自立圏形成協定の実施計画
 - ② 定住自立圏形成協定において規定された事項に基づき、構成市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載
- ※ ビジョンの期間は5年間で、毎年度所要の変更を行う。

事業の実施

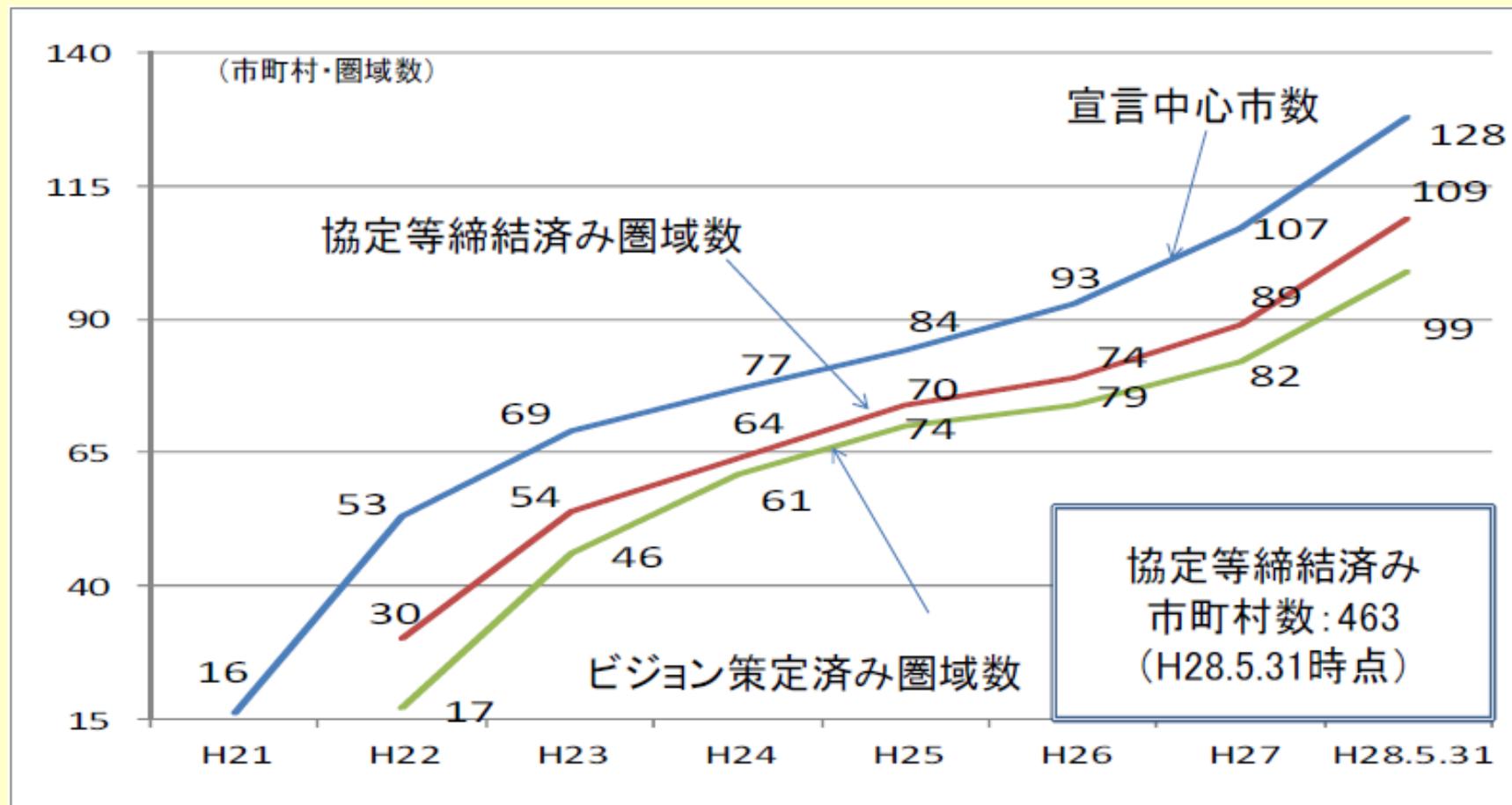
新しい分野
を実施する
際は、協定
改定

事業の フォローアップ

- ビジョンに記載された事業を実施・検証
- ビジョンの実施状況をフォローアップ。フォローアップの結果を踏まえて、取組内容を深める。また、新たな分野での取組をする場合などは、協定の改正を検討

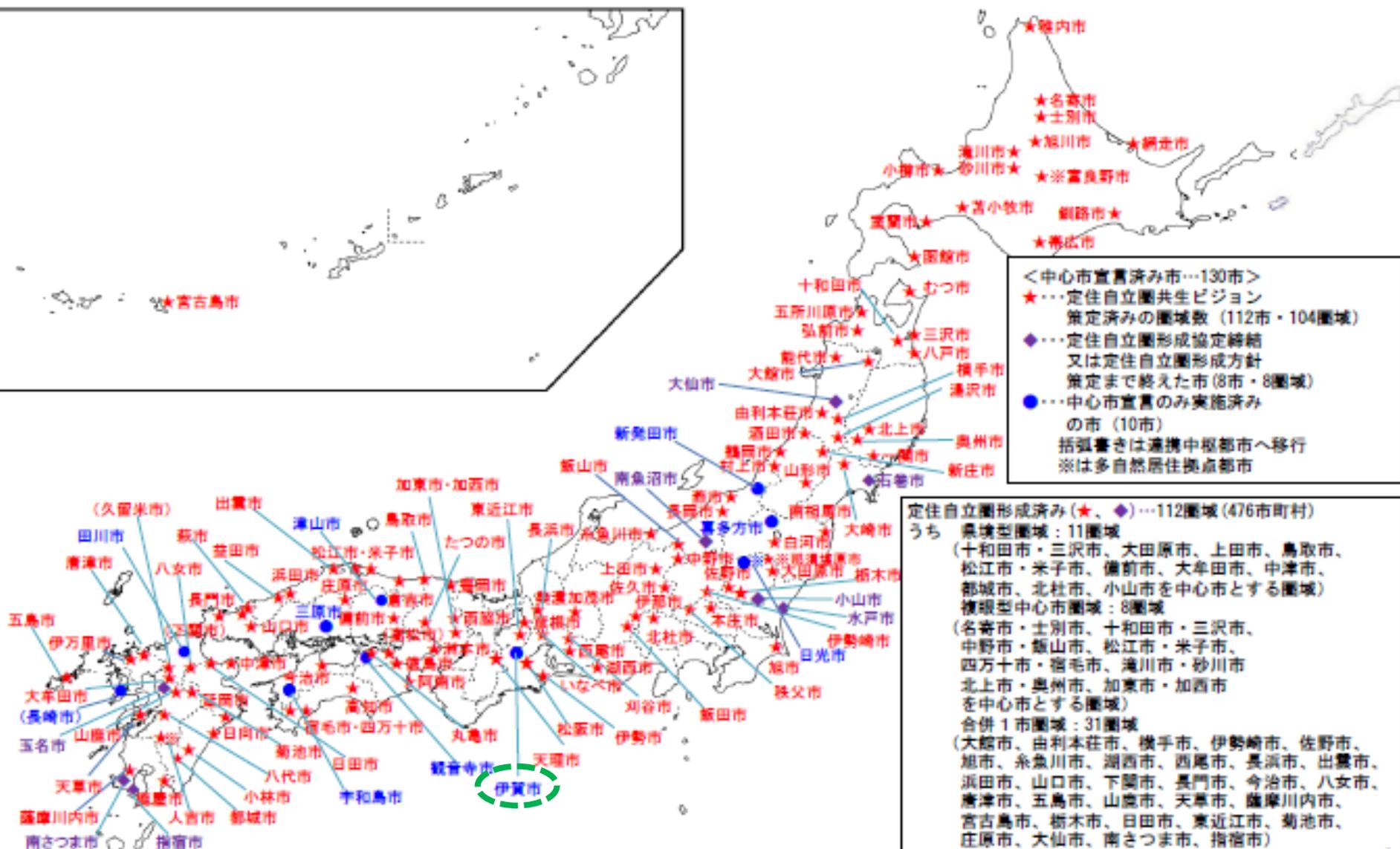
定住自立圏構想の取組状況

KPI: 2020年 140圏域 (H28.5.31現在 109圏域)



※日付の記載が無い場合は4月1日時点の数値

定住自立圏構想の取組状況（平成28年10月1日現在）



様々な圏域の形態

県境を超えて形成された定住自立圏（県境型）

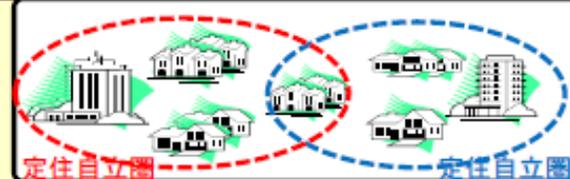


住民の生活実態を踏まえ、
県境の市町村間で圏域を形成

※いずれの圏域も県境を超えて地域住民の移動（通勤通学等）が存在

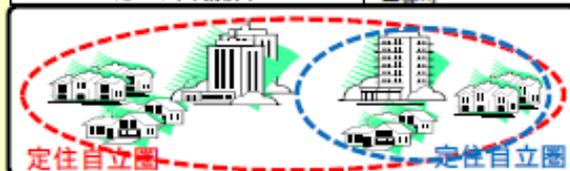
中心市名	定住自立圏エリア	県境での取組例
十和田市・三沢市	青森県・秋田県境	診療所運営事業
大田原市	栃木県・福島県・茨城県境	広域観光の推進、特産品の販路拡大
上田市	長野県・群馬県境	図書館連携事業
鳥取市	鳥取県・兵庫県境	山陰海岸ジオパークを核とした観光事業
米子市・松江市	鳥取県・島根県境	中海（県境の湖）の水質保全
備前市	岡山県・兵庫県境	広域観光ルートの設定
中津市	大分県・福岡県境	県境コミュニティバス路線新設
都城市	宮崎県・鹿児島県境	休日診療、夜間救急体制維持
大牟田市	福岡県・熊本県境	地域中小企業の振興等
北杜市	山梨県・長野県	広域観光ルートの設定

他の圏域と重複する定住自立圏（圏域重複型）



ある市町村が複数の圏域を形成
（複数の中心市と連携する近隣市町村）

中心市名	重複市町村
福内市、名寄市・士別市	浜頓別町、中頓別町、枝幸町
八戸市、十和田市・三沢市	おいらせ町
上田市、佐久市	東御市、立科町
都城市、鹿屋市	志布志市
豊岡市、鳥取市	新温泉町
鶴岡市、酒田市	三川町、庄内町
松阪市、伊勢市	明和町
白河市、大田原市	樫倉町、矢祭町、埴町
たつの市、備前市	上郡町



大規模な市の圏域が他の圏域を包含して圏域を形成

中心市名	重複市町村
延岡市、日向市	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村
大田原市、那須塩原市	那須町、那珂川町
西脇市、加西市・加東市	西脇市、多可町

広域的な合併を行った合併市の定住自立圏（合併一市型）



広域的な合併を行った合併市で人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のものは、合併1市で定住自立圏を形成

（人口最大の旧市を中心地域、他の旧市町村を近隣地域とした「定住自立圏形成方針」を策定）

大館市、由利本任市、糸魚川市、羅漢川内市、山形市、唐津市、今治市、旭市、出雲市、浜田市、伊勢崎市、宮古島市、山口市、八女市、横手市、五島市、長浜市、西尾市、長門市、天草市、湖西市、佐野市、栃木市、東近江市、庄原市、菊池市、日田市、大仙市、南さつ市、指宿市

2つの市を中心市とする定住自立圏（複眼型）



2つの市が共同して中心市となり、圏域を形成

中心市名
名寄市・士別市
滝川市・砂川市
十和田市・三沢市
北上市・奥州市
中野市・飯山市
加西市・加東市
米子市・松江市
四万十市・宿毛市



全国の状況 (平成28年10月1日現在)

- 中心市要件を備えた市 **249市**
 - ・県内7市(津市、四日市市、伊勢市、松阪市、亀山市、いなべ市、伊賀市)
 - ※近隣府県 京都府福知山市、滋賀県彦根市、長浜市、草津市、栗東市、東近江市、奈良県天理市
- 中心市宣言を行った市の数 **130市**
(ビジョン策定済**112市**、協定締結及び形成方針策定済**8市**、
中心市宣言のみ実施済 **10市**)
- 定住自立圏圏域数 **112圏域**
- 特徴的な圏域
 - ・**県境型圏域11圏域(県境を越えた連携)**
 - ・複眼型中心市圏域**8圏域(中心市要件を満たす2つの市による連携)**
 - ・合併1市圏域**31圏域**



県内の状況(平成28年10月1日現在)

○ 中心市要件を備えた市 **7市**

(津市、四日市市、伊勢市、松阪市、亀山市、いなべ市、伊賀市)

○ 県内の状況(**4市**が取組実施)

中心市名	近隣市町村名	中心市 宣言日	協定等 締結日	ビジョン 策定日
松阪市	多気町、大台町、明和町	平成23年 10月11日	平成27年 3月27日	平成27年 10月29日
いなべ市	東員町	平成21年 9月1日	平成22年 4月9日	平成22年 8月31日
伊勢市	志摩市、鳥羽市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町	平成25年 2月25日	平成25年 7月18日	平成26年 6月16日
伊賀市	笠置町、南山城村	平成27年 6月24日	平成28年 10月4日	



定住自立圏形成協定について

定住自立圏形成協定とは、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行なった中心市と近隣市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について関係市町村の議会の議決を経て定める協定です。



定住自立圏形成協定で規定する取組

定住自立圏全体の活性化を通じて人口の定住を図るという観点から、様々な政策分野において連携を図っていくことを、協定に規定します。その上で、「集約とネットワーク」の考え方を基本として人口定住を図るために必要な生活機能を確保する観点から、**定住自立圏構想の3つの視点ごと**に、各地域の具体的な取組を**1つ以上**規定することとなっています。

生活機能の強化

- ・医療
- ・福祉
- ・教育
- ・土地利用
- ・産業振興
- ・環境
- ・防災
- ・上記のほか、生活機能の強化に係る取組

結びつきやネットワークの強化

- ・地域公共交通
- ・ICTインフラ整備
- ・道路等の交通インフラ整備
- ・地域の生産者、消費者等の連携による地産地消
- ・地域内外の住民との交流、移住促進
- ・上記のほか、結びつきやネットワークの強化に係る取組

圏域マネジメント能力の強化

- ・中心市等における人材育成
- ・中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
- ・圏域内市町村の職員等の交流
- ・上記のほか、圏域マネジメント能力の強化に係る取組

定住自立圏における取組例

○政策分野別取組状況

定住自立圏 112 圏域※（平成28年10月1日時点）における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市に移行済の圏域を含む

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療
108圏域
医師派遣、適正受診の啓発、
休日夜間診療所の運営等

福祉
88圏域
介護、高齢者福祉、子育て、
障がい者等の支援

教育
91圏域
図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ
交流、公共施設相互利用等

産業振興
107圏域
広域観光ルートの設定、
農産物のブランド化、企業誘致等

環境
51圏域
低炭素社会形成促進、
バイオマスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通
108圏域
地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用
46圏域
メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備
72圏域
生活道路の整備等

地産地消
49圏域
学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住
86圏域
共同空き家バンク、圏域内イベント
情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流
94圏域
合同研修の開催や
職員の人事交流等

外部専門家の招へい
39圏域
医療、観光、ICT等の
専門家を活用

※各団体の協定書から総務省作成。全体整理の観点から取組を分類したため、各団体による協定書の分類の合計とは必ずしも一致しない。



定住自立圏共生ビジョンについて

定住自立圏共生ビジョンとは、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載したものです。

策定にあたっては、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組に応じて、民間や地域の関係者等を構成員とした「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を行います。



伊賀・山城南定住自立圏に おける取組状況について



これまでの経過

平成26年12月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」及び、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、地域間連携の重要性も謳われたことから、定住自立圏の形成に向けて、伊賀市と連携できる可能性がある近隣市町村への意向確認や調整を行ってきました。

平成27年6月24日には、伊賀市が定住自立圏構想推進要綱に基づく、中心市宣言を行い、圏域形成のため隣接する名張市、南山城村、山添村、笠置町へ趣旨説明を行い、各自治体担当者による「定住自立圏構想に係る事務担当者会議」を平成27年度で3回開催し、伊賀市と各自治体が連携できる可能性がある事業についての調査を行うとともに、合わせて協定書の文案調整も行ってきました。

本年度に入り、中心市宣言後1年が経過するとともに、人口減少の傾向に歯止めをかける取組みを推進するため、伊賀市から各自治体へ意向確認を行った結果、伊賀市、京都府笠置町及び京都府南山城村による定住自立圏の形成に向けて、さらに取組みを進めることを確認しました。



定住自立圏構想における取組経過(その1)

年 月 日	内 容
平成27年 1月~2月	近隣自治体との調整
5月19日(火)	市議会議員全員協議会【伊賀市】 ○伊賀市を中心市とする定住自立圏の形成について
6月16日(火)	市議会総務常任委員会所管事務調査【伊賀市】 ○伊賀市を中心市とする定住自立圏構想について
6月24日(水)	市議会議員全員協議会【伊賀市】 ○定住自立圏構想中心市宣言について
11月25日(水)	定住自立圏構想に係る事務担当者会議(第1回) ○定住自立圏構想及び形成協定について
平成28年 1月27日(水)	定住自立圏構想に係る事務担当者会議(第2回) ○定住自立圏形成協定に基づき推進する取組について
2月25日(木)	定住自立圏構想に係る事務担当者会議(第3回) ○定住自立圏形成協定に基づき推進する取組及び形成協定について
5月10日(火)	定住自立圏関係会議【伊賀市・笠置町・南山城村】 ○定住自立圏構想推進要綱に基づく圏域の構成団体について ○定住自立圏形成協定について
5月20日(金)	市議会議員全員協議会【伊賀市】 ○伊賀市を中心市とする定住自立圏の形成について



定住自立圏構想における取組経過(その2)

年月日	内容
6月2日(木)	定住自立圏構想に係る事務担当者会議【伊賀市・笠置町・南山城村】 ○定住自立圏推進協議会の設立について ○定住自立圏形成協定書案について
6月16日(木)	第1回伊賀・山城南定住自立圏推進協議会 ○推進協議会の設立について ○定住自立圏形成協定について ○今後のスケジュールについて
6月●●日	6月定例会【伊賀市6/27、笠置町6/15、南山城村6/27】 ○協定議案の議決条例の議決
6月●●日	議員全員協議会【伊賀市6/27、笠置町6/23、南山城村6/27】 ○定住自立圏の形成に関する協定書案について
7月1日(金)~ 8月1日(月)	協定書案パブリックコメント募集 ○応募件数:21件(2名) ※南山城村
8月2日(火)	第1回伊賀・山城南定住自立圏推進協議会幹事会 ○定住自立圏形成協定書案について ○定住自立圏共生ビジョンについて ○今後のスケジュールについて



定住自立圏構想における取組経過(その3)

年 月 日	内 容
9月21日(水)	笠置町9月定例会 ○定住自立圏の形成に関する協定書 議決
	南山城村9月定例会 ○定住自立圏の形成に関する協定書 議決
9月27日(火)	伊賀市9月定例会 ○定住自立圏の形成に関する協定書【笠置町】 議決 ○定住自立圏の形成に関する協定書【南山城村】 議決
	伊賀・山城南定住自立圏形成協定 合同調印式
	第2回伊賀・山城南定住自立圏推進協議会 ○伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン懇談会の設置について ○伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョンの骨格について ○今後のスケジュールについて
11月18日(金)	第2回伊賀・山城南定住自立圏推進協議会幹事会 ○共生ビジョン策定部会の設置について ○第1回伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン懇談会の開催について ○今後のスケジュールについて



伊賀・山城南定住自立圏

圏域について

三重県伊賀市と京都府相楽郡笠置町・南山城村の圏域形成で、笠置町・南山城村の地域が「山城南」地域と称されることから、圏域名を『伊賀・山城南定住自立圏』としました。





圏域を構成する市町村の概要(その1)



三重県伊賀市

伊賀市は、三重県の北西部に位置し、四方を山々に囲まれた盆地で豊かな自然に恵まれています。京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都に隣接する地域性と交通の要所として、江戸時代には藤堂家の城下町や伊勢神宮への参宮者の宿場町として栄えてきました。京・大和文化の影響を強く受けながらも独自の文化を醸成し、伊賀流忍者や俳聖松尾芭蕉のふるさととして歴史文化の息づく町としても発展しています。



京都府笠置町

笠置町は、京都府の最南端に位置し、府内で一番小さな町です。町のシンボルでもある笠置山は古くから信仰の対象とされ、山頂の笠置寺には日本一といわれる弥勒大磨崖仏があります。また、後醍醐天皇の行在所としても知られ、当時をしのぶ史跡も数多く残っています。四季を通じて豊かな自然を楽しめ、日本の桜名所百選に選定されている約3,000本の桜が春を告げ、秋には笠置山が錦に染まります。笠置町は歴史と美しい自然が調和する町です。



京都府南山城村

南山城村は、京都府の南東端に位置し、南は奈良県、北は滋賀県、東は三重県に隣接している、京都府で唯一の“村”です。中央には雄大な木津川の流れと、高山ダム湖と夢絃峡の清流が生み出す幽玄美、点在する集落には緑豊かな茶畑が広がり、良質な宇治茶の主産地として知られています。北側には夏場でも清涼な童仙房高原など、豊かな自然と里山の風景を残した元気な村です。



圏域を構成する市町村の概要(その2)

自治体名 (自治体コード)	住 所	人 口 (H28.4.1)	面積
三重県伊賀市 (242161)	三重県伊賀市上野丸之内116番地	94,274人	558.23 km ²
京都府笠置町 (263648)	京都府相楽郡笠置町大字笠置小字 西通90番地の1	1,446人	23.52km ²
京都府南山城村 (263672)	京都府相楽郡南山城村大字北大河 原小字久保14番地の1	2,911人	64.11 km ²
合 計		98,631人	645.86km ²

自治体名	職名	氏名	職名	氏名
伊賀市	市長	岡本 栄	議長	北出 忠良
笠置町	町長	西村 典夫	議長	杉岡 義信
南山城村	村長	手仲 圓容	議長	廣尾 正男



圏域を構成する市町村の概要(その3)

伊賀市及び近隣自治体の面積・人口推移

	面積 (km ²)	人口(人)								国勢調査 H27	伊賀市への 通勤通学割合 (H22国調)
		S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22			
①伊賀市	558.23	95,582	96,846	97,752	101,435	101,527	100,623	97,207	90,581	-	
②南山城村	64.11	3,396	3,701	3,890	3,784	3,784	3,466	3,078	2,652	0.245	
③笠置町	23.52	2,506	2,429	2,311	2,223	2,056	1,876	1,626	1,368	0.082	
①+②+③	645.86	101,484	102,976	103,953	107,442	107,367	105,965	101,911	94,601	-	
人口増加率	-	-	1.47%	0.95%	3.36%	-0.07%	-1.31%	-3.83%	-7.17%	-	

想定される連携による財政措置の試算(伊賀市)

連携自治体 (連携自治体は上限15,000千円)	近隣市 町村数	近隣市町村 合計人口 (人)	近隣市町村 合計面積 (Km ²)	財政措置 上限額 (千円)
1 笠置町・南山城村	2	4,704	87.78	68,500

近隣市町村合計人口及び近隣市町村合計面積は、平成22年10月1日数値(国勢調査数値)

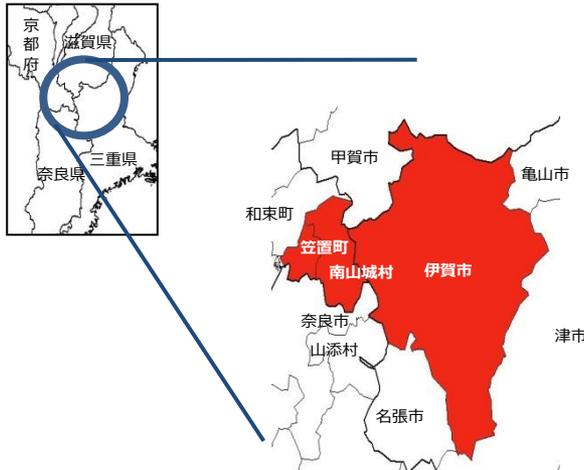
※ 上記は平成27年度特別交付税の算定基礎により計算しています。

※ 中心市の措置上限額を決定するために用いる近隣市町村の人口、面積及び近隣市町村数の全国平均値は次のとおりです。

近隣市町村合計人口 …… 63,846人
 近隣市町村合計面積 …… 939.00km²
 近隣市町村数 …………… 4.97市町村

伊賀・山城南定住自立圏形成協定の概要

協定締結日：平成28年10月4日



中心市名	人口（人）	昼夜間人口比率	
伊賀市	90,581	1.042（H22国調）	
近隣市町村名	人口（人）	近隣市町村名	人口（人）
笠置町	1,368	南山城村	2,652
		圏域合計	94,601

※ 2015（平成27）年10月1日国勢調査

○伊賀市と近隣町村の間の定住自立圏形成協定の概要

生活機能の強化

- ★医療（救急医療ほか）
- ★健康・福祉（子育て、高齢・障がい者福祉、健康づくりほか）
- ★教育（文化、スポーツ、生涯学習ほか）
- ★産業振興（雇用、観光、地域ブランドほか）
- ★環境（不法投棄、ごみ処理、木津川流域の環境整備ほか）
- ★防災（相互応援体制ほか）

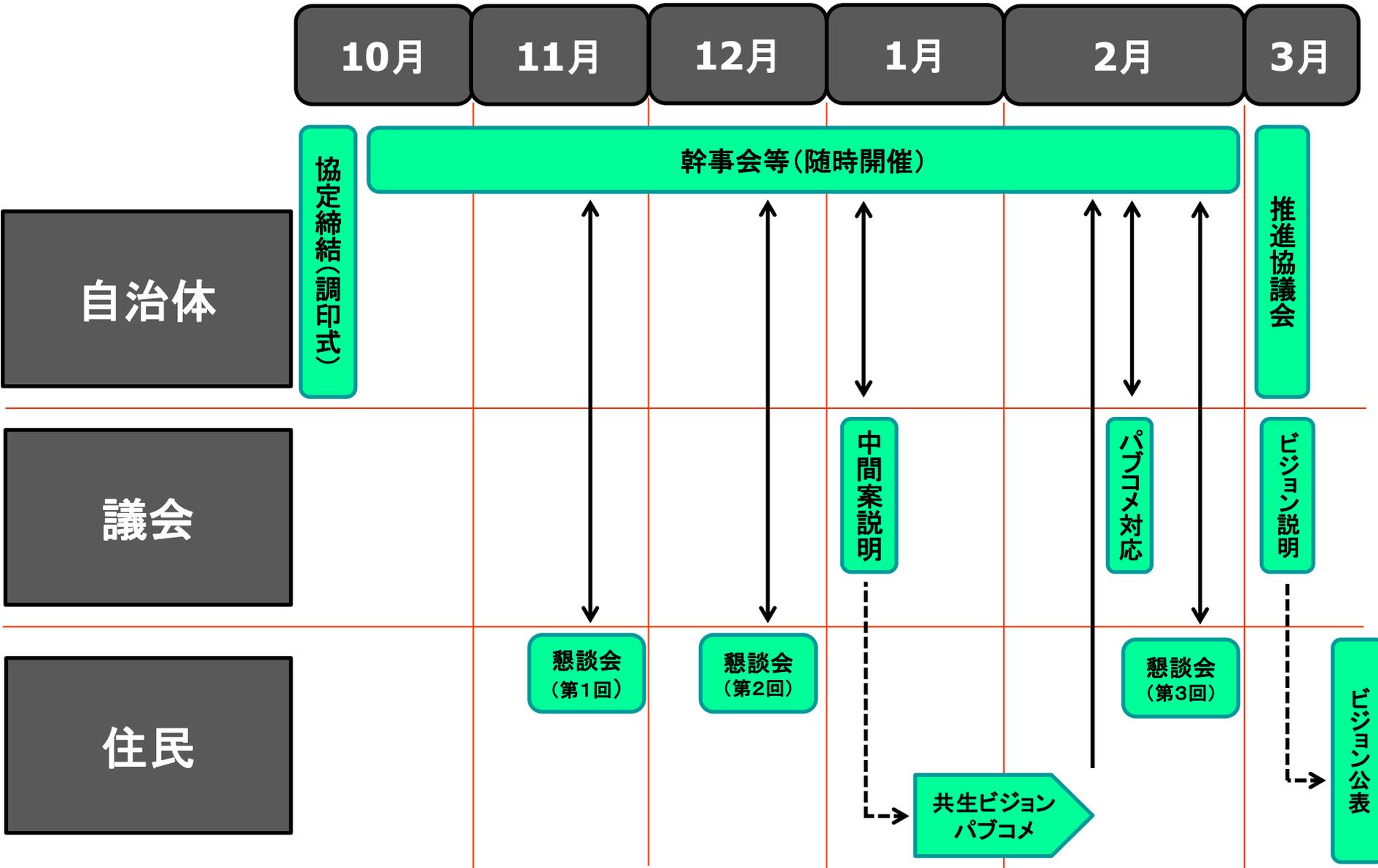
結びつきやネットワークの強化

- ★地域公共交通（地域公共交通対策ほか）
- ★ICTの活用（地域情報の共有化ほか）
- ★交通インフラ整備
- ★地産地消（地産地消の推進と販路拡大ほか）
- ★地域内外の住民との交流（移住・交流、空き家の利活用、公共施設の相互利用ほか）

圏域マネジメント能力の強化

- ★人材育成・交流（圏域内職員の人材育成ほか）
- ★外部からの人材確保（専門的な知識経験を有する人材の確保ほか）

今後のスケジュール





memo
